

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障がい分）のうち、
「感染症対策を徹底した上での障がい福祉サービス提供支援事業」、
「在宅サービスにおける環境整備への助成事業」について

「感染症対策を徹底した上での障がい福祉サービス提供支援事業」、「在宅サービスにおける環境整備への助成事業」における対象経費の考え方をまとめましたので、申請にあたっては、最初にご確認ください。

1 支援対象経費

【感染症対策を徹底した上での障がい福祉サービス提供支援事業】

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費について支援を行う。

(例)

- ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- ・外部専門家等による研修の実施に要する費用
- ・（研修受講等に要する）旅費、宿泊費等
- ・感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用
- ・感染防止を徹底するための面会室の改修費
- ・建物内外の消毒費用・清掃費用
- ・感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・自動車の購入又はリース費用
- ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
- ・その他知事が認めるもの

【在宅サービスにおける環境整備への助成事業】

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等

(例)

- ・長机
- ・飛沫防止パネル
- ・換気設備
- ・（電動）自転車（リース費用含む）
- ・タブレット等のICT機器（リース費用含む）（通信費用を除く）
- ・感染防止のための内装改修費
- ・その他知事が認めるもの

2 基本的な考え方

本事業は新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底した上で、障がい福祉サービスを継続的に提供するための支援です。

そのため、以下の点を踏まえ、活用する事業をご検討ください。

- ・各事業所等における感染症対策の計画等を踏まえ、早急に対応が必要なものに優先的に活用すること。

(例) 平時における感染対策や感染症発生時の状況を想定し、衛生防護用品の備蓄がない場合については必要な備蓄を行う、ゾーニングに係る資機材の整備、発生時のシュミレーションを踏まえた多機能型簡易居室の設置、3つの密を回避するために食事等の際のパーティションや長机の整備 等

- ・また、入所施設・居住系については、県のアンケートを踏まえ、感染症対策のために本事業の活用をご検討ください。
- ・施設の改修については、直接感染症対策に資するもの以外は認められません。感染症対策に関係のない施設老朽化対策のための改修などは事業の対象外です。
- ・事業の活用にあたっては、整備後、感染症対策での活用を各事業所等で計画してください。

(例) ・衛生防護用品の備蓄→事業所内における備蓄用品リストの作成・使用状況

- ・オンライン面会用のタブレット→面会の計画、利用者等への周知方法
- ・空調の整備→感染対策を踏まえた年間を通しての換気状況や体調不良者発生時の対応計画

- ・特に新型コロナウイルス感染症に関連して休業した事業所等については、その経験を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合、サービス継続をしていくために必要なものを計画してください。
- ・個別の機器に関する対象の有無について判断するのではなく、事業所等として感染対策をご計画の上、必要なものにご活用ください。
- ・私用で使うものは対象外です。